

トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会

令和8年6月24日(水)

6月の担当：中部運輸局

本日のご説明内容

タイトル	登壇者	時間
1 開会のご案内	・ トラック・物流Gメンアシスタント事務局	5分
2 国土交通省からのお知らせ	・ 上中 理史 国土交通省 トラック・物流荷主特別対策室	5分
3 現場Gメンによる 現場の課題感の共有	・ 津堅 勉 中部運輸局 自動車交通部貨物課	25分
4 法制度に関するQ & A	・ 津堅 勉 中部運輸局 自動車交通部貨物課	15分
5 物資の流通の効率化に関する 法律の一部改正について(中 継輸送)	・ 重信 龍之助 国土交通省 貨物流通事業課	15分
6 中継輸送の事例紹介	・ 樽松 弘充 遠州トラック株式会社 営業開発課	20分
7 閉会のご案内	・ トラック・物流Gメンアシスタント事務局	5分

開会のご案内

本説明会は、以下について、
制度・支援策の周知と関係者間の理解促進を目的としています。

1

物流2024年問題の背景・政策

(ドライバーの残業上限規制や働き方改革等がなぜ必要なのか、背景と実施政策を説明)

2

国交省、関係省庁からのトピック

(各省報道発表関係資料から参加者の関心に合う情報を提供)

3

参加者の問題意識、取組みについて共有

(参考になる同種事業者の好事例、失敗例も紹介)

4

物流効率化に向けた取組み事例紹介

5

トラック・物流Gメンの活動について

国土交通省からのお知らせ・ご案内 最近のトピック(国土交通省報道発表等)

最近のトピック一覧(オンライン説明会6月期)

NO	掲示日	トピックのタイトル	URL	コード
1	令和8年5月29日	「中小物流事業者の労働生産性向上事業（テールゲートリフター等導入等支援）」を実施します！！	https://www.mlit.go.jp/report/press/jido-sha04_hh_000354.html	
2	令和8年5月22日	「物流拠点機能強化支援事業」（補助事業）の公募開始！～物流施設における非常用電源設備の導入を後押しします～	https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_001019.html	
3	令和8年6月1日	「エコルールマーク」の認定について	https://www.mlit.go.jp/report/press/tetsudo01_hh_000256.html	
4	令和8年6月4日	災害時におけるドローンによる緊急支援物資輸送体制の確保～「ドローンによる支援物資の安全輸送管理体制構築事業」の募集開始～	https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_001022.html	
5	令和8年6月4日	中小物流事業者の労働生産性向上事業費補助金（荷役等の効率化に向けた「標準仕様パレット」の利用促進支援事業）の2次公募について	https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_001021.html	
6	令和8年6月8日	低炭素型ディーゼルトラックの導入を支援！～令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業）の公募を開始～	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000355.html	
7	令和8年6月15日	中小物流事業者の労働生産性向上事業費補助金（共同輸配送や帰り荷確保等のための物流データ連携促進支援事業）の2次公募開始について	https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_001023.html	
8	令和8年6月19日	令和8年度 物流パートナーシップ優良事業者を募集します！	https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_001024.html	

中小物流事業者の労働生産性向上事業
テールゲートリフター等導入等支援のご案内

本事業は、中小物流事業者の生産性向上を図り、賃上げや人材の確保・育成を促進するため、車両の効率化設備の導入、業務効率化・経営力強化及び人材確保育成に資する取組を支援し、持続可能な物流体制の構築を目指すものです。

補助対象者

対象者 事業区分	中小貨物自動車 運送事業者 中小貨物利用運 送事業者	荷主・ 倉庫業者・ 元請運送事業者	リース 事業者	人材育成 機関等
車両の効率化設備の導入等	○		○	
業務効率化事業	○	○	○	
経営力強化事業	○		○	
人材確保・育成等事業	○			○

※事業区分のうち対象経費ごとに補助対象事業者を設定しています。
詳細は専用ホームページまたは公募要領をご確認ください。

補助対象事業別補助率

事業区分	対象経費の例	補助率
車両の効率化設備の導入等	テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン、2段積みデッキ、ダブル連結トラック	1/4
業務効率化事業	物流連携最適化システム、業務効率化システム	1/2
経営力強化事業	原価管理システムの導入、M&A	1/2
人材確保・育成等事業	求人活動、資格取得、大型免許等の取得等	1/2

※設備・システムごとに補助上限額を設定しています。詳細は専用ホームページまたは公募要領をご確認ください。

具体的取組イメージ

No.1



車両の効率化設備の導入
(荷役作業の省力化、積載効率向上)



業務効率化
(データ連携・可視化)



経営力強化
(経営基盤の強化・事業拡大)



人材確保・育成

事業の要件

- 【応募要件】
- ・原則として中小企業者を対象とする
(※業務効率化事業の一部は荷主・倉庫業者・元請運送事業者など広く対象)
 - ・他の国庫補助金との重複受給不可
 - ・令和8年2月7日以降の導入が対象

※各事業区分には個別の応募要件があります。詳細はホームページと公募要領をご確認ください。
※本事業における「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項に基づき、資本金3億円以下または従業員数300人以下の事業者を指します。

申請受付期間

令和8年6月8日(月) 14時～
同年7月24日(金) 17時
必着

導入対象期間

令和8年2月7日から申請日
までに導入完了したものが対象

※先着順(予算上限に達し次第終了)

申請方法

申請に当たっての注意点、補助対象要件、申請書類等の詳細は専用ホームページを必ずご確認ください。
専用ホームページURL : <https://meet.jmac.co.jp/tgl-chushou-r8>

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、オンラインでフォームにてご申請ください。



お問い合わせ先

株式会社日本能率協会コンサルティング
テールゲートリフター等導入等支援 事務局
✉ tgl-chushou@jmac.co.jp
☎ 080-9320-3562 ☎ (予備)080-6979-8962

物流拠点機能強化支援事業費補助金

(非常用電源設備の導入補助事業及び災害時の支援物資輸送体制構築促進事業)

～ 災害時でも物流を止めないために 物流拠点のレジリエンス強化を支援 ～



制度概要

本事業は、災害時においても安定した物資輸送を確保するため、物流拠点における機能維持および対応力の強化を目的として、以下の①、②を支援するものです。



① 非常用電源設備の導入補助事業

- 目的：災害時における物流拠点の機能維持
- 内容：非常用電源設備（発電機・蓄電池等）の導入
- 補助率：1/2 以内（上限：1500万円）



② 災害時の支援物資輸送体制構築促進事業

- 目的：ラストマイルを含めた物流体制の構築・強化
- 内容：関係機関が連携した支援物資輸送訓練の実施
- 補助率：1/2 以内（上限額：500万円）

	対象	地方公共団体と物流事業者等で構成する協議会等
	スケジュール	令和8年5月22日（金）～令和8年9月30日（水）【必着】 ※先着順のため、補助金申請額が予算額を超過した場合等は補助金が交付されない可能性があります
	申請方法	公募期間内に、申請書類一式を下記事務局宛てにご提出ください。 詳細は、下記ホームページまたはQRコードよりご確認ください。 https://www.nttdata-strategy.com/lp/resilience_logistic/



■ お問い合わせ先

物流拠点機能強化支援事業費補助金事務局（執行団体：NTTデータ経営研究所）

受付時間：10:00～17:00（土日祝日及び年末年始を除く）

電話：03-5676-5302、メール：logi-support@nttdata-strategy.com

エコレールマークは、地球環境に優しい貨物鉄道輸送を一定割合(量)以上利用している商品や企業がわかるマークです。



認定商品・企業数

認定商品 169品目(148件)

- ・500km以上の陸上貨物輸送のうち30%以上鉄道を
利用している商品

認定企業 96社

- ・500km以上の陸上貨物輸送のうち15%以上鉄道を
利用している企業
- ・数量で年間1万5千トン以上、または数量×距離で
年間1,500万トンキロ以上の輸送に鉄道を利用して
いる企業

(注) パーセントは数量または数量×距離のいずれかの比率による。
また、認定件数は令和8年5月29日時点のもの。

趣旨・背景

貨物鉄道のCO₂排出量原単位^(※)は、
トラックと比較して約10分の1

※1トンの貨物を1km輸送した時に排出するCO₂の量(2024年度実績比較)



一般消費者が環境にやさしい商品を選
べるだけ選ぶとする傾向はますます高
まってきているが、流通過程において、
地球環境問題に積極的に貢献している
商品や企業の情報を通常は知ることが
ない



消費者に判断基準の提供
(物流の見える化)

運営方法

「エコレールマーク運営・審査委員会」が審査、認定。
(事務局：公益社団法人 鉄道貨物協会)

(事業費：80百万円、国費：40百万円 対象事業：連携事業、事業実施期間：R8)

連携先：内閣府防災、地方公共団体

事業の目的

災害時の物資輸送体制の維持・確保のため、**大型ドローン等を活用した重量物の輸送や長距離輸送**を可能とする体制の構築に向けた訓練等の取組を支援し、**ドローンを活用した災害対応力の深化**を図ります。

事業の内容

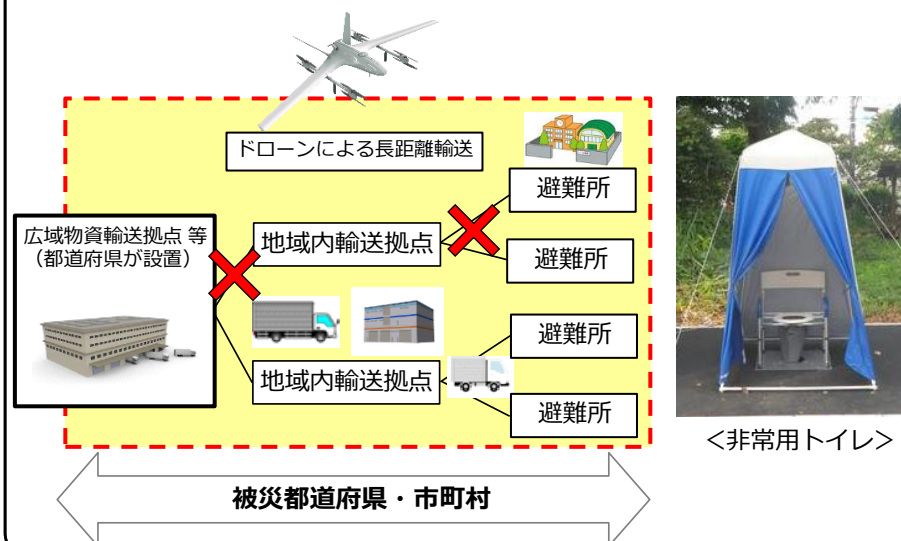
(現状及び課題)

- ・能登半島地震の災害対応では、道路が遮断され車両による物資輸送が困難な地域において、ドローンを活用して迅速に支援物資を輸送しました。
- ・一方、比較的軽量なものを限られた範囲内で輸送することを前提としたドローンでは、輸送可能な物資が限定的となる点が課題となります。

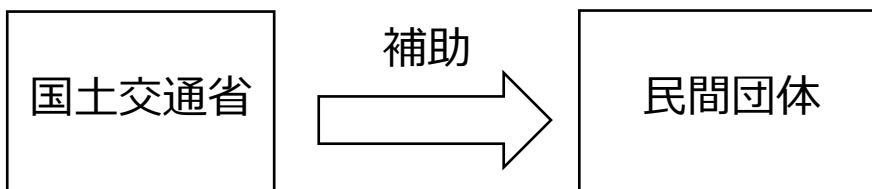
(取組内容)

災害時を想定した物資輸送について、大型ドローン等による重量物（非常用トイレ、発電機 等）の輸送や、取り扱う病院が限られる特殊な医薬品等の長距離輸送の運用に向けた訓練を実施します。

実施イメージ・具体例



事業のスキーム



事業により得られる効果（アウトカム）

大型ドローンを活用した重量物の輸送や長距離の輸送を可能とする体制を構築することで、災害対応力の深化を図り、被災者の避難生活環境の改善に寄与します。

事業目的

- 荷役作業の効率化や積載率の向上等を促すため、荷主・物流事業者等が取り組む「標準仕様パレット」の導入や「物流情報標準ガイドライン」に準拠したデータ連携による共同輸配送や帰り荷確保等を支援。

事業概要

1. 荷役等の効率化に向けた「標準仕様パレット」の利用促進支援事業

- ①「標準仕様パレット」※導入に係る支援（フォークリフト、パレタイザー、ラック等のパレット運用に必要な物流設備の導入・改修費用、現有自社パレットの処分費用等）
- ②「標準仕様パレット」の効果的な活用に係る支援（複数事業者間でのパレットの動態管理のためのタグ・バーコード等の読み取り機器の導入費用等）

【補助上限・補助率】 1件あたり①最大500万円/②最大1,000万円（補助率1/2）

※「官民物流標準化懇談会 パレット標準化推進分科会 最終とりまとめ」(令和6年6月公表)で整理された平面サイズ1,100mm×1,100mm、レンタル方式等の規格・運用をいう。

「標準仕様パレット」の導入促進



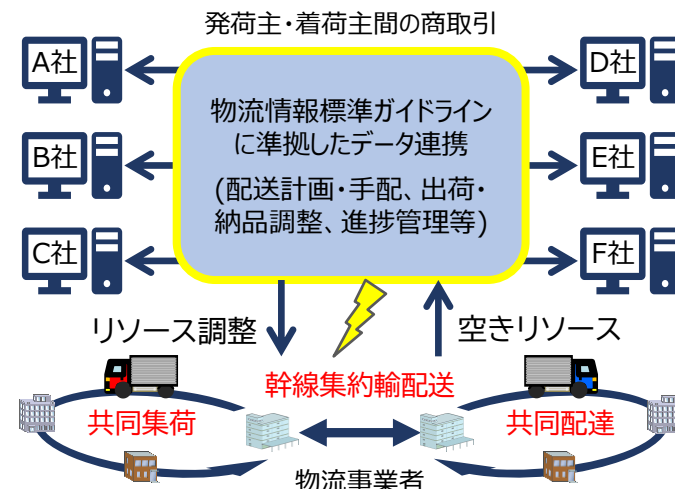
2. 共同輸配送や帰り荷確保等のための物流データ連携促進支援事業

- ・複数の荷主・物流事業者等で構成される協議会に対し、物流データの標準形式を定めた「物流情報標準ガイドライン」※に準拠したデータ連携を通じて共同輸配送や帰り荷確保、配車・運行管理の高度化等に取り組む場合のシステム構築・改修等を支援。

※「物流情報標準ガイドライン」に準拠したデータ形式の例

- ①住所の表記は、「東京都千代田区霞が関2-1-3」、「東京都千代田区霞が関二丁目一番三号」等ではなく、郵便番号コードに則った形式（「10000132-1-3」）で記載
 - ②配達予定日の表記は、「YY/MM/DD」等ではなく、「YYYYMMDD」で記載
 - ③数量の表記は、「個数」や「個数単位コード」を併せて記載（例：500ケース → '500' + 'CS'）
- ⇒システム開発や維持コストの最小化、ビッグデータ化を通じた物流の最適化等の実現にも寄与

【補助上限・補助率】 1件あたり最大4,000万円程度（補助率1/2）



中小トラック運送事業者の皆様へ

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業)

**低炭素型ディーゼルトラックの導入で
補助金申請ができます！**

低炭素型ディーゼルトラック(※)を購入またはリースで導入した場合、補助金申請ができます。

対象:令和8年4月1日～令和9年1月29日に新車新規登録され

令和7年度(2025年度)燃費基準を達成した事業用車両



本事業は、中小トラック事業者が低炭素型ディーゼルトラック(※)を導入し、エコドライブを含む燃費改善の取り組みを継続的に実施・改善する体制を構築することにより、二酸化炭素の排出削減を図り、地球環境保全に資することを目的とした補助事業です。

必要な書類をそろえて申請いただき、審査を完了すると補助金が交付されます。

※低炭素型ディーゼルトラック

大型・中型・小型ともに、令和7年度(2025年度)燃費基準を達成した車両

↓達成度レベルは、国交省 HP から「JH25モード」をダウンロードして確認ください

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000013.html

[illegible]

・令和8年4月1日から令和9年1月29日の間に新車新規登録された事業用車両で所有権が留保されていないこと。

・型式に「改」の付く車両は、公募要領にて適否を確認ください。

■J グランツ(補助システム)で申請する場合は、[J グランツサイト](#)よりアクセスください。

■電子メール申請の場合は、申請書(様式第1)記載のメールアドレスから送付下さい

摘要

- ・受付期間: 令和8年6月8日～令和9年1月29日まで
 - ・申請台数: 1事業者あたり4台
 - ・予算額: 約28億円
 - ・廃車を伴わなくても補助金申請ができます。(廃車の有無により補助金額は異なります)
 - ・リースの場合は、リース会社(所有者)が申請者となり、リース料金の減額によって運送事業者に補助金を還元します。
 - ・審査は申し込み順に行いますが、予算残額が2割程度に達した場合には当該日付以降は申し込み順の審査は行わず、当該日付から令和8年1月29日までに申し込みのあったすべての申請を対象に審査を行います。また予算残額を超える申請があった場合には、抽選により補助事業者を決定します。
 - ・受付状況、予算残額は、弊機構ホームページをご覧ください。 ⇒ ⇒
- 



參考：基準額

・低炭素型ディーゼルトラックの基準額は、車型区分・廃車の有無によって異なります。(下表参照)

車型区分 (車両総重量)		基準額	廃車の有無(廃車要件は下記を参照)		
		廃車有	廃車無	令和7年度(2025年度)重量車燃費基準を達成しているを自動車検査証記録事項の備考欄で確認ください。 達成レベル105以上の車両は、区分・廃車有無に関わらず一律5万円が上乗せされます。	
大型 (12t超)	令和7年度 (2025年度) 燃費基準 達成車	75万円	50万円		
中型 (7.5t超～12t以下)		42万円	28万円		
小型 (3.5t超～7.5t以下)		15万円	10万円		

廃車要件(廃車(永久抹消)を伴う場合)

- ・平成 27 年度以前初度登録の事業用トラックであること
 - ・令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 1 月 29 日の間に廃車(永久抹消)するもの
 - ・使用者名が新車登録する車両の所有者名(リースの場合は使用者名)と同一であること
 - ・導入する車両と同じ車型区分以上であること
 - ・廃車するまで過去 1 年、継続して原則自社で事業用トラックとして使用していたもの
 - ・廃車日の 6 か月前の期日における自動車検査証が有効であり、一定距離の走行をしていること
- その他詳細は、[弊機構ホームページ](#)を参照ください。

[illegible]

一般財団法人 環境優良車普及機構 補助事業執行部 低炭素型ディーゼル車普及事業

TEL : 03 (5341) 4577

FAX: 03 (5341) 4578

メールアドレス：hojokin@levo.or.jp

ホームページ：<https://www.levo.or.jp/subsidy/diesel/>



令和8年度

物流パートナーシップ優良事業を募集します！



みんなで地球にやさしい物流を

令和8年3月に総合物流施策大綱が閣議決定されたことに加え、4月には物流効率化法が全面施行されるなど、荷主・物流事業者における物流の効率化に向けた取組がますます重要になってきています。

そのため経済産業省・国土交通省では、物流分野における環境負荷低減とともに、物流の生産性向上や構造改革に向けた取組を通じた「持続可能な物流体系の構築」に関し、特に顕著な功績のあった事業者を下記のとおり表彰いたします。

物流の効率化に向けた取組などを複数事業者で連携して実施している事業者の皆様、積極的な応募をご検討ください。

大賞

※各受賞企業には、主催者から講演等をお願いする場合がございます

- 経済産業大臣表彰 荷主事業者が中心となり他と比べて著しく顕著な功績のあった事業者
- 国土交通大臣表彰 物流事業者が中心となり他と比べて著しく顕著な功績のあった事業者

優秀賞(局長級表彰)

- [経済産業省枠]最大3件表彰
 - [国土交通省枠]最大3件表彰
- 環境負荷低減に資する効果及び総合物流施策大綱の5つの柱に鑑みて、特に優れた取組を実施した事業者

特別賞

グリーン物流パートナーシップ会議特別賞

大賞・優秀賞に準じる取組、特定の審査項目で突出した功績や際立った特色があると認められた取組等を実施した事業者

募集期間

令和8年6月19日(金)～8月18日(火)

※12月に開催予定のグリーン物流パートナーシップ会議にて表彰式を実施予定

応募資格

荷主・物流事業者など複数事業者、団体間のパートナーシップにより実施される物流の改善方策を通じ、CO2排出削減等の環境負荷低減、物流DXや物流標準化の推進等による持続可能な物流体系の構築を実現した取組(1か月以上の実績があるもの)を行った事業者(中小企業含む)を対象とします。

主催：経済産業省、国土交通省、公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会、一般社団法人日本物流団体連合会
後援：一般社団法人日本経済団体連合会



令和7年度優良事業者表彰 受賞者取組事例

経済産業省

メーカーと卸売業のコラボレーションと段積みマデハンを活用したチルド配送効率化
江崎グリコ㈱ 他5社



大臣表彰

物流DX・標準化表彰

24年問題を契機とした物流課題解決に向けた多面的な取組施策
㈱セブン-イレブン・ジャパン 他1社

物流構造改革表彰

リレー型コネクト共同輸送(複数企業×多拠点×中継・連携)の新標準
ロート製薬㈱ 他3社

強靱・持続可能表彰

RORO船を活用したモーダルシフトによる持続可能な地方店舗配送の実現
イオン北海道㈱ 他1社

グリーン物流パートナーシップ会議特別賞

テクノビーム輸送におけるモーダルシフトの取り組み
パナソニックアーキスケルトンデザイン㈱ 他4社

国土交通省

北海道における宅配拠点と物流DXを活用したドラッグストア店舗納品の効率化
佐川急便㈱ 他2社



レンタルパレット導入による効率的な医薬品物流とトレーサビリティの実現
三甲パレットレンタル㈱ 他12社

条件不利地域の物流課題を解決する共同配送の取り組み
㈱NEXT DELIVERY 他3社

ビジネス(商)と環境(環)を両立させる持続可能な物流(物)
北海道ロジサービス㈱ 他5社

お問い合わせ先

○代表申請者が荷主事業者である取組
経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室 電話:03-3501-0092

○代表申請者が物流事業者である取組
国土交通省 物流・自動車局 物流政策課 電話:03-5253-8799

※CO2排出量算出方法の参照先

「ロジスティクス分野におけるCO2排出量算定方法 共同ガイドラインVer.3.2」
URL:<https://www.greenpartnership.jp/co2>

○詳細はグリーン物流パートナーシップ会議ホームページ(www.greenpartnership.jp)をご参照ください

グリーン物流
パートナーシップ会議HP



現場Gメンによる 現場の課題感の共有

1. **トラック・物流Gメンによる是正指導とは？**
2. **中部運輸局の是正指導状況（令和8年3月末時点 累計）**
3. **令和7年度 中部運輸局の取組について（情報収集）**
4. **令和7年度「集中監視月間」の取組について**
5. **中部運輸局独自の取組**
6. **Gメン活動をする中で感じている課題感の共有**

1. トラック・物流Gメンによる是正指導とは？（1）

- トラック・物流Gメンは、『違反原因行為』をしている疑いのある荷主・元請事業者対して是正指導を行っている
- 『違反原因行為』とは、トラック運送事業者が法令に違反する原因となるおそれのある荷主・元請事業者の行為である

恒常的に長い荷待ち時間



荷主都合による長時間の荷待ちは、過労運転防止義務違反を招くおそれ

無理な到着時間の設定



無理な配送到着時間の設定は、過労運転防止義務違反を招くおそれ
(最高速度違反を招くおそれ)

過積載になるような依頼



過積載になることを知りながら指示又は容認することは、過積載運行を招くおそれ

- トラック運送事業者が法令を遵守して業務を遂行することができるように荷主が配慮することが重要であり、トラック・物流Gメンはその重要性の理解を得るために必要な措置を講ずることができる

 国土交通省
中部運輸局

- ## 荷主が違反原因行為をしている疑いがあると認められる場合

荷主が違反原因行為を
していることを疑う
相当な理由がある場合

要請してもなお改善
されない場合

勸告・公表

- ①トラックドライバーに対する時間外労働時間の上限規制導入に伴う諸問題
②貨物自動車運送事業者が法又はこの法に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう荷主が配慮することの重要性



2. 中部運輸局の是正指導状況（令和8年3月末時点 累計）

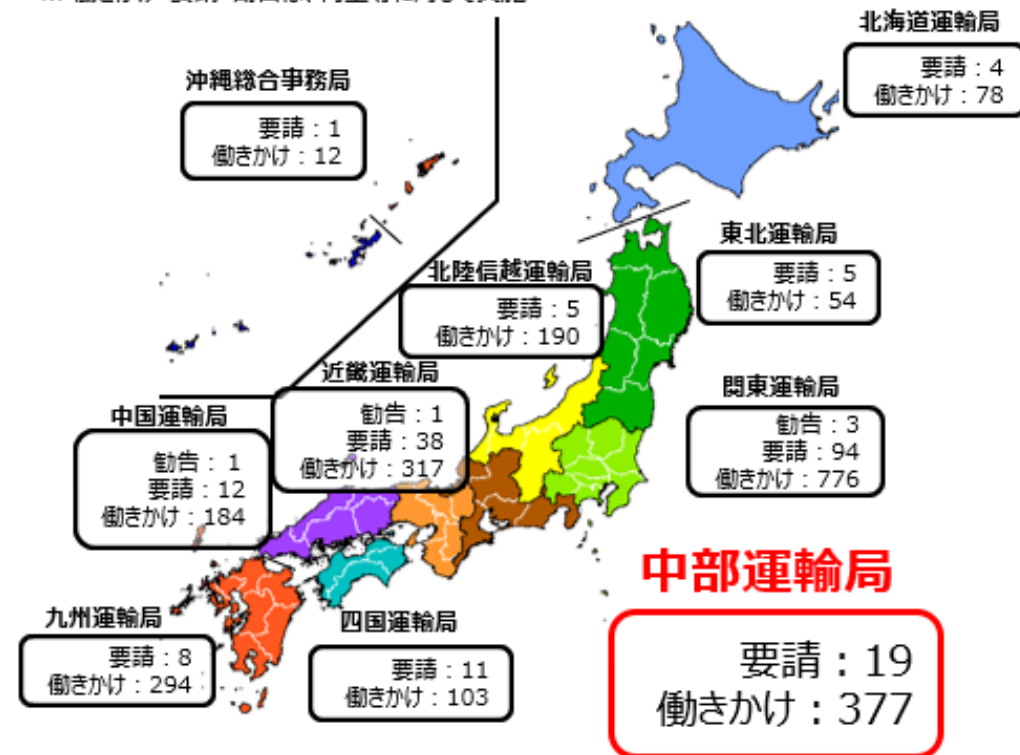
- 中部運輸局は、愛知、静岡、岐阜、三重、福井の5県を管轄している
- 管内の特徴としては愛知県を中心に製造業が盛んな地域であり、各自動車メーカーの本社や工場なども多く点在しており、自動車関連の輸送も多い
- また、関東圏と関西圏をつなぐ東名高速道路、新東名高速道路等が縦断しており、高速道路沿線には中継地としての物流センターなども数多くあり

<「働きかけ」及び「要請」の実施状況>

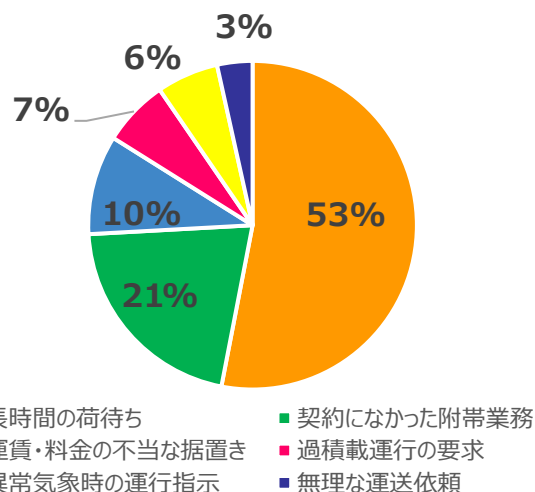
対応内容	荷主等の数	内訳
要請	19	荷主9・元請8・その他2
働きかけ	377	荷主278・元請75・その他24

<ブロック別実施状況>

※ 働きかけ・要請・勧告は、荷主等に対して実施



「中部運輸局管内」における是正指導実施件数の違反原因行為の内訳(令和8年3月末時点)



3. 令和7年度 中部運輸局の取組について（情報収集）

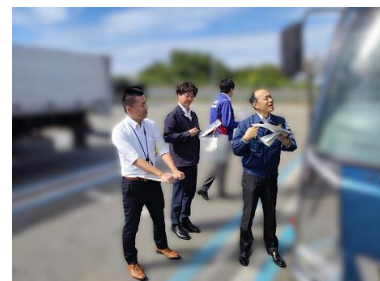
➤ Gメンによる情報収集は、主に目安箱、街頭活動、運送会社への訪問により実施している

①トラックドライバーへの聴き取り調査実績

地 域	日 程	場 所	ドライバー聴き取り人数	違反原因行為件数
愛 知	令和7年10月8日	名古屋トラックステーション	29人	2件
静 岡	令和7年10月16日	道の駅「掛川」	39人	0件
岐 阜	令和7年5月8日、10月14日	養老SA、道の駅「月見の里南濃」、「クレール平田」	57人	8件
三 重	令和7年10月15日、10月22日	亀山トラックステーション、道の駅「いが」	81人	5件
福 井	令和7年7月31日、10月9日	道の駅「みくに」、「越前おおの荒島の郷」	19人	0件



・上記の他、令和7年10月10日に石川県内において、**中部運輸局**（福井運輸支局を含む）、**北陸信越運輸局**（石川・富山運輸支局を含む）、**適正化実施機関**（福井・石川県Gメン調査員）、**公正取引委員会中部事務所**が合同でGメン活動を実施
・石川県小松市周辺にて荷主企業15社を訪問し、物流問題等に対する啓発活動を実施
⇒54人に対して聴き取りを実施、複数の違反原因行為の情報あり



② 運送事業者営業所への訪問実績

・適正化実施機関などとも連携し、運送会社の経営層（代表取締役、運行管理者など）からの違反原因行為の収集を目的として、運送事業者営業所への訪問によるプッシュ型情報の収集を試行的に実施

地 域	日 程	営業所訪問数
愛 知	令和8年1月21日、2月9日、3月16日	9社
静 岡	令和7年12月9日、令和8年1月28日	5社
岐 阜	令和7年12月15日、令和8年2月26日	10社
三 重	令和8年1月20日	4社

4. 令和7年度「集中監視月間」の取組について（1）

- 国土交通省では、令和7年10月・11月を「集中監視月間」と位置づけ、適正な取引を阻害する行為をしている荷主や元請事業者に対する監視を強化
- 中部運輸局においても、管内運輸支局、公正取引委員会、労働局、適正化実施機関等と連携し、トラックが集まる主要施設でのトラックドライバーへの聴き取り調査や荷主等の事業所、物流施設等を訪問し、違反原因行為の未然防止等の観点から、物流改正法や取適法（改正下請法）の周知・啓発活動を展開

トラック・物流Gメン「集中監視月間」関係の報道発表

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

中部運輸局・公正取引委員会事務局中部事務所
Chubu Transport Bureau / Japan Fair Trade Commission Chubu Office

令和7年10月2日 14時00分発表

「トラック・物流Gメン」の体制を強化し、集中監視月間を実施します
～公正取引委員会と連携し、荷主等パトロールを全国規模で実施します～

- 本報（10月・11月）を「集中監視月間」と位置づけ、適正な取引を阻害する行為のある荷主等に対する監視を強化し、違反行為の未然防止を図ります。
- 集中監視月間では、公正取引委員会と連携し、荷主等への訪問パトロールを全国規模で実施し、荷主等による違法行為の未然防止を図ります。また、物流改正法や取適法（改正下請法）の周知啓発活動も併せて実施します。
- 新たに外部チームとして「Gメンパトロール事務局」を設置し、トラック・物流Gメンが行う活動の報告や情報共有の体制を整備するとともに、荷主等の監視体制の強化を図ります。

○ 集中監視月間においては、「トラック・物流Gメン」が本年10月に実施したトラック事業者に対する違反行為の聴き取り調査、令和7年度の事業所に対する違反行為の未然防止に係る調査及び関係機関からの情報提供などを実施し、トラック事業者、荷主等に対する違反行為の未然防止を図ります。

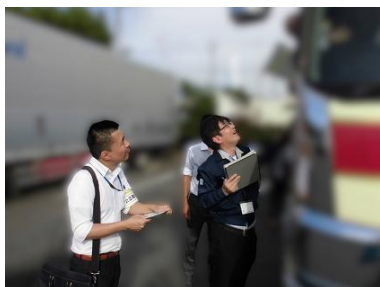
○ また、今年度の集中監視月間では、各地方運輸局と公正取引委員会地方事務所が全国規模で連携し、荷主等の事業所、物流施設に対する訪問パトロールや高速道路のSA・PA等におけるトラックドライバーに対する聴き取り調査により、荷主等による違法行為の未然防止を図ります。また、物流改正法や取適法の周知啓発活動も併せて実施します。

○ このほか、新たに外部チーム（消費者センター）を設置し、Gメンパトロール事務局と連携し、Gメン活動で得られた情報の調査分析やGメン活動の報告を行うことにより、「トラック・物流Gメン」による荷主等への監視体制の一層の強化を図っていきます。

○ 合わせて、これまで実施してきた本事業関係の周知啓発活動について、地方運輸局と連携して実施していきます。

○ なお、地方運輸局と公正取引委員会の合同パトロールに際し、全国すべての地方運輸局からトラック・物流Gメンが周知啓発の委託や報告が多い事業所へ派遣し、公正取引委員会事務局との合同による大規模な合同パトロールを実施する予定であり、その実施については以下のとおり行います。

《R7.9.26 本省プレス》
トラック・物流Gメン
集中監視月間 実施



【R7.10.8 名古屋トラックステーション ドライバーヒアリングの様子】

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

中部運輸局・公正取引委員会事務局中部事務所
Chubu Transport Bureau / Japan Fair Trade Commission Chubu Office

令和7年10月2日 14時00分発表

「トラックの日」に合わせて
トラックドライバーへのヒアリング
と改正下請法の周知啓発を実施します！

中部運輸局では、トラック・物流Gメンによる「集中監視月間（10月・11月）」の取組の一環として、10月9日の「トラックの日」の前後の期間に管内各地において、トラックドライバーへのヒアリングを実施するとともに、公正取引委員会事務局中部事務所と合同で、令和7年1月1日から施行される改正下請法に関する周知啓発活動を実施するとともに、令和7年1月1日から施行される改正下請法（以下「改正下請法」という。）について周知啓発を実施していきます。

トラックドライバーへのヒアリングは、他の都道府県トラックステーションにおいて、トラックドライバーに対して「長時間の運転」「長時間の待機」「過剰な運転」等の違反原因行為の未然防止を図っていきます。同時に、改正下請法の周知・啓発等の違反原因行為の未然防止を図っていきます。同時に、改正下請法の周知・啓発等の違反原因行為の未然防止を図っていきます。

また、改正下請法については、関係機関の活用等に対して周知啓発を図っていきます。

※ 取材が所望される場合は、「取材にあたっての注意事項」をご確認ください。
各局における活動は、令和7年10月10日（土）から10月11日（日）の2日間実施予定です。

《R7.10.2 中部運輸局プレス》
「トラックの日」に合わせた
ドライバーヒアリング等 実施



《R7.10.6 中部運輸局プレス》
中部・北信局・公取委 合同
ドライバーヒアリング等 実施

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

中部運輸局・北信局・公正取引委員会事務局中部事務所
Chubu Transport Bureau / Chubu Hokushin Bureau / Japan Fair Trade Commission Chubu Office

令和7年10月6日 14時00分発表

働きかけ等の実施
中部事務所が合同でトラックドライバーへの聴き
取り調査及び改正下請法の周知啓発を実施します！

国土交通省及び地方運輸局では、物流の「2024年問題」に適切に対応し、物流全体の適正化を図るため、貨物自動車運送事業法（以下「改正下請法」という。）に基づいて、関係機関の連携による違反行為の未然防止を図っていきます。

このほか、経済圏を単位とする北信局における長時間の待機などの「違反原因行為」に係る情報を収集するとともに、令和7年1月1日から施行される改正下請法等に係る中・小売事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（改正下請法、以下「改正下請法」という。）について周知啓発を行うため、関係機関と連携し、中部運輸局及び北信局・富山局を管轄領域にまたがる北信局管内において公正取引委員会中部事務所が合同でトラックドライバーへの聴き取り調査と関係機関の活用等に対して取適法の周知啓発を実施しますので以下のとおりお知らせします。

「集中監視月間」における主な取組み【中部管内】

①働きかけ等の実施

全トラック事業者に対する違反原因行為の実態調査（R7.8月実施）、ドライバー等からの違反原因行為情報等を活用し、違反原因行為等の疑いが認められた荷主・元請事業者に対して働きかけ等の是正指導を実施

②ドライバーへの聴き取り（プッシュ型情報収集）

公正取引委員会、適正化実施機関等と連携して、トラックステーションなどトラックが集まる主要な施設におけるトラックドライバーへの聴き取り調査を実施し、働きかけ等の情報として活用
併せて、荷主等による違反原因行為の未然防止の観点から、物流改正法、取適法（改正下請法）等の周知・啓発を実施

③荷主パトロール、啓発活動の実施

公正取引委員会、労働局（労基署）、適正化実施機関等と連携して、荷主等の事業所、物流施設等を訪問し、啓発活動を実施

4. 令和7年度「集中監視月間」の取組について（2）

- 集中監視月間中には、高速道路のSA・PA、トラックステーション、道の駅などでトラックドライバーに対して積込先等で聴き取りを実施した

【愛知県】

- 日時 令和7年10月8日（水）13時30分～15時30分
- 場所 **名古屋トラックステーション**
- 実施者 中部運輸局 6名（貨物課 3名、愛知運輸支局 3名）
愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関 3名
公正取引委員会事務総局中部事務所 2名
- 実施概要 トラックドライバー29名に聴き取りを行うとともに取適法を周知
一部から荷主等による違反原因行為（長時間の荷待ち）の情報を収集



（令和7年10月8日 名古屋TS）

【岐阜県】

- 日時 令和7年10月14日（火）11時30分～12時30分、14時30分～15時30分
- 場所 **道の駅「月見の里南濃」、「クレール平田」**
- 実施者 中部運輸局 5名（貨物課 2名、岐阜運輸支局 3名）
岐阜県貨物自動車運送適正化事業実施機関 1名
公正取引委員会事務総局中部事務所 2名
- 実施概要 トラックドライバー33名に聴き取りを行うとともに取適法を周知
一部から荷主等による違反原因行為（長時間の荷待ち等）の情報を収集



（令和7年10月14日 月見の里南濃）

【三重県】

- 日時 令和7年10月15日（水）11時00分～13時00分
- 場所 **亀山トラックステーション**
- 実施者 中部運輸局 4名（貨物課 2名、三重運輸支局 2名）
三重県貨物自動車運送適正化事業実施機関 2名
公正取引委員会事務総局中部事務所 2名
- 実施概要 トラックドライバー50名に聴き取りを行うとともに取適法を周知
一部から荷主等による違反原因行為（長時間の荷待ち等）の情報を収集



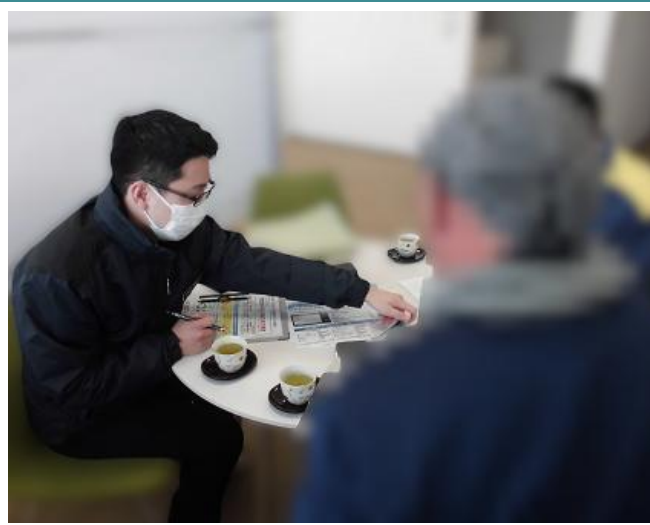
（令和7年10月15日 亀山TS）

5. 中部運輸局の取組（1）（3月に管内5県で一斉荷主パトロール）

▼管内同日一斉荷主訪問（荷主パトロール）の概要

- 日 時 令和8年3月5日（木）10時00分～16時00分
- 場 所 愛知県豊橋市、静岡県静岡市周辺、岐阜県岐阜市周辺、三重県四日市市、福井県福井市（管内5県）
- 実 施 者 中部運輸局トラック・物流Gメン 8名
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関Gメン調査員 8名
労働局・労働基準監督署 3名（三重、福井）
- 実施概要 中部運輸局管内5県（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県）において同日に関係機関と連携して食料品業界をはじめとした荷主等45社を訪問
物流改正法の啓発に加え、運送契約の書面化、標準的な運賃への理解、トラック・物流Gメンの活動等について周知を行うとともに、違反原因行為の未然防止に係る啓発を実施
また、一部の荷主等においては物流の現状やトラック・物流Gメンによる働きかけ後の取組状況等についてヒアリングを行い、物流効率化及び取引適正化への理解と協力を求めた

▼荷主パトロールの様子（荷主等の物流担当者への周知啓発の様子）



- 県内事業者から、「書面化やサーチャージについて荷主側の理解が十分でない」「遠慮なくトイレを利用したい」との声が寄せられたことを受け、福井県トラック協会のGメン調査員と連携し、荷主向けの周知チラシを作成しました。本チラシは、サーチャージや運賃交渉等の場面での活用に加え、トラック・物流Gメンによる荷主訪問時での活用も期待されます。

荷主企業の皆様へ ～ 運送事業者と末永くお付き合いいただくために ～

「取適法」をご存じですか？

令和8年1月に「下請法^{※1}」が「取適法^{※2}」に改正され、荷主企業の皆様から運送事業者への委託業務(特定運送委託)が新たに規制の対象となりました。御社の取引が本法に対応しているか、今一度ご確認くださいませようお願いします。

※1:下請代金支払遅延等防止法 ※2:中小受託取引適正化法

① 取適法の対象かどうか確認しましょう

荷主企業	運送事業者
資本金3億円超	資本金3億円以下(個人含む)
資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下(個人含む)
常時使用する従業員300人超	常時使用する従業員300人以下(個人含む)

いずれかの基準に該当すれば対象

② 荷主企業に課される義務と禁止行為を確認しましょう

自社の事業のために行う物品の運送(例:自社で販売する物品の販売先への運送)を、運送事業者(個人含む)に委託する取引を行う場合、4つの義務と11の禁止事項に注意する必要があります。

4つの義務

- 01 発注内容等の明示義務
書面又は電子メール等で明示する義務があります。
- 02 書類の作成・保存義務
- 03 支払期日を定める義務
- 04 遅延利息の支払義務

11の禁止事項

- 01 受領拒否
- 02 支払遅延(手形払の禁止)
業務終了後60日以内に、代金を全額支払う必要があります。
- 03 減額
- 04 返品
- 05 買いたたき
- 06 購入・利用強制
- 07 報復措置
- 08 有償支給原材料等の早期決済
- 09 不当な経済上の利益の提供要請
倉庫内での荷役作業や長時間の荷待ちなどを無償で行わせてはいけません。
- 10 不当な給付内容の変更・やり直し
- 11 協議に応じない一方的な代金決定
適正運賃への見直しや、燃料サーチャージ制導入への協議に応じる必要があります。

違反した場合は、トラック・物流Gメンによる是正指導のほか、公正取引委員会による公表を伴う勧告の対象となる可能性があります。

国土交通省中部運輸局 福井運輸支局 FTA 福井県トラック協会

荷主の皆様へ

トラックドライバーに施設内トイレを使用させて下さい！

トラックの駐車スペースの確保が難しいため、トラックドライバーが使用できるトイレが少なく困っています。トイレの我慢は健康被害リスク、そして集中力低下による交通事故発生リスクを高めます。

ご協力をお願いいたします。

トラックドライバーのお約束

- 指定された以外の場所には立ち入りません
- 清潔に使用いたします
- 貴社のルールに従って施設内トイレを使用いたします

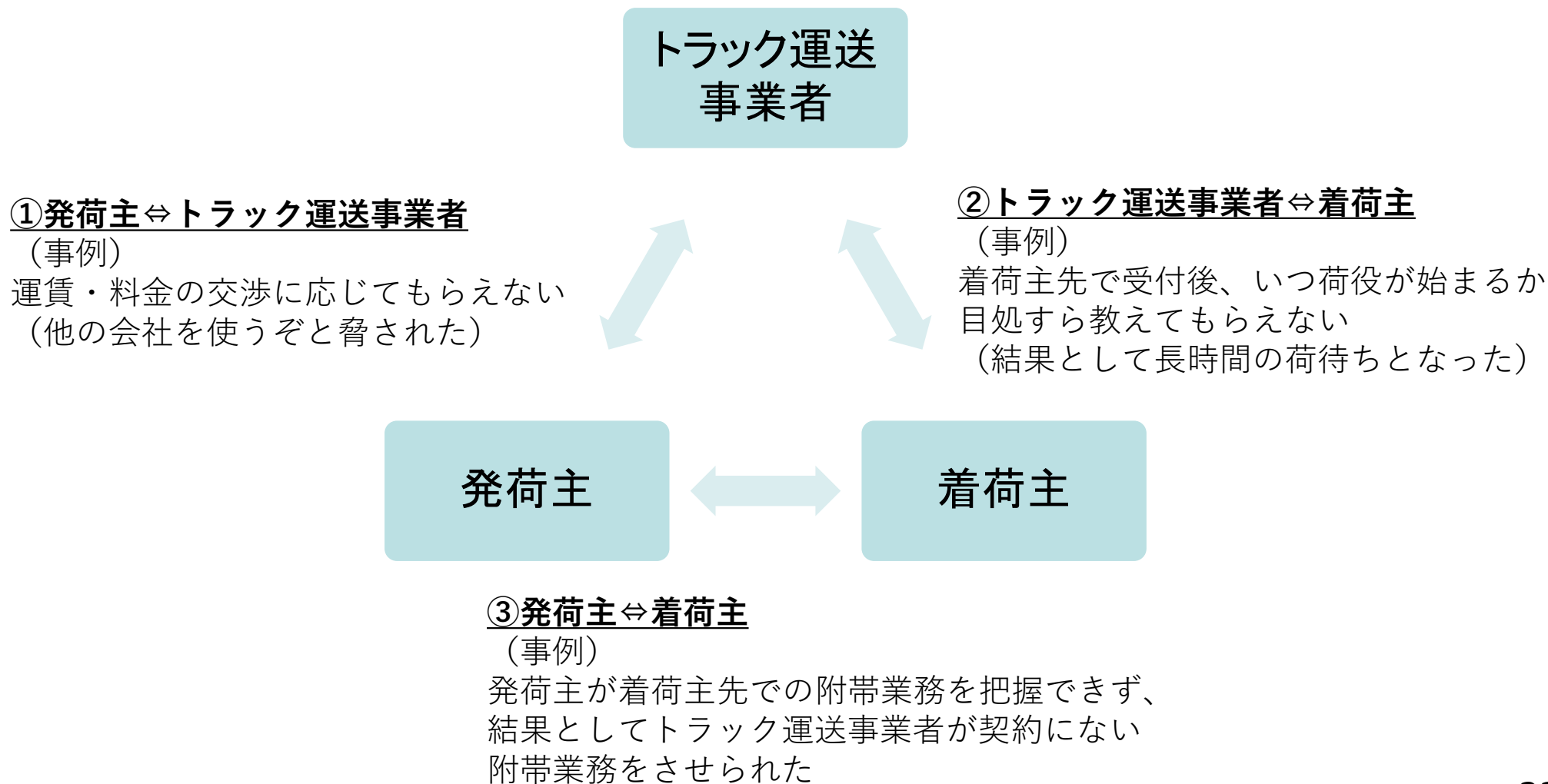
チラシダウンロードは福井県トラック協会のホームページから↓

国土交通省中部運輸局 福井運輸支局 FTA 福井県トラック協会

「施設内トイレ利用チラシ」は(一社)東京都トラック協会様にて作成されたオリジナルデータを活用し、同協会ご承諾のもと作成したものです

チラシダウンロードは福井県トラック協会のホームページから↓

- 発荷主、着荷主、トラック運送事業者の間でのコミュニケーション不足（コミュニケーションが取れないこと）が様々な違反原因行為の要因となっているのではないか？



違反原因行為とは、トラック運送事業者が関係法令に違反する原因となるおそれのある行為

長時間の荷待ち



【長時間の荷待ちに関する情報提供概略】

- 集荷に行くと3時間以上待たされて、長時間労働となり家に帰れない
- 現場の積込み作業員の不足で長時間待たされる
- 荷卸しの順番待ちをしていたところ、遅く来たトラックが優先された
- 荷卸しがいつ始まるのか案内がなく、待機時間の目処が立たない

【長時間の荷待ち発生の要因】

- 積込み、積卸しバースが物量に対して不足している
- トラックへの積込み、積卸しを構内作業員が行う場合、作業員の絶対数が不足している
- トラックの積込み、積卸しが特定の時間（朝一）に集中して、荷役の平準化が図れない
- 荷主からの荷物準備までのリードタイムが極端に短く、荷物の準備に時間がかかる

違反原因行為とは、トラック運送事業者が関係法令に違反する原因となるおそれのある行為

契約にない附帯業務



【契約にない附帯業務に関する情報提供概略】

- ・ 構内リフト作業員が不足しているとの理由で、契約にないリフト作業を強要される
- ・ 荷卸し後に、2時間から3時間かかる積み荷の仕分け、ラベル貼りを強いられる

運賃・料金の不当な据置き



【運賃・料金の不当な据置きに関する情報提供概略】

- ・ 運賃・料金交渉を申し出たにもかかわらず、理由もなく全く応じてもらえない
- ・ 運賃・料金の交渉時に、一方的に運賃・料金の水準を決定され、かつ詳しい説明を求めたのにも関わらず説明を拒まれた

違反原因行為とは、トラック運送事業者が関係法令に違反する原因となるおそれのある行為

過積載運送の指示・容認



【過積載運送に関する情報提供概略】

- 荷台の天井まで、物理的に積めるところまで荷物を積みされる

異常気象時の運送依頼



【異常気象時に関する情報提供概略】

- 大雨、大雪警報などが出ているにもかかわらず、運送を強要された
- 大雨、大雪警報などが出ており、運送停止を申し出たが聞き入れてもらえなかった

違反原因行為とは、トラック運送事業者が関係法令に違反する原因となるおそれのある行為

無理な運送依頼



【無理な運送依頼に関する情報提供概略】

- 設定されている到着時間を守ろうとすると、4時間ごとの休息が取れない（トイレすら行けない）
- 当初設定されている運行計画であれば問題ないが、構内作業が遅れて荷物の準備に時間がかかると、到着時間が変更されない限り、速度超過をしないと間に合わなくなる

トラック運転者の「改善基準告示」

令和6年4月から適用されています。

1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】労働協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり） 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内（年6か月まで） ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安） 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ⁽¹⁾⁽²⁾ 、16時間まで延長可（週2回まで）	
1日の休息時間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ⁽¹⁾⁽²⁾ 、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える	
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上） 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可	

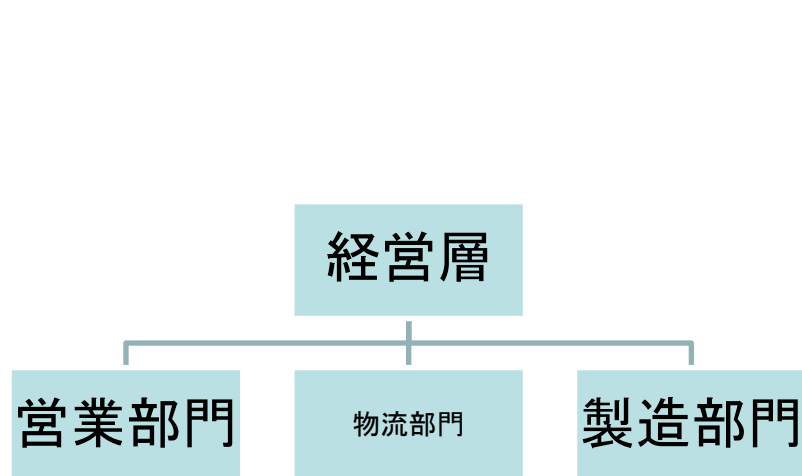
連続運転時間

4時間以内

運転の中断時には、原則として休憩を与える（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上）
10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない

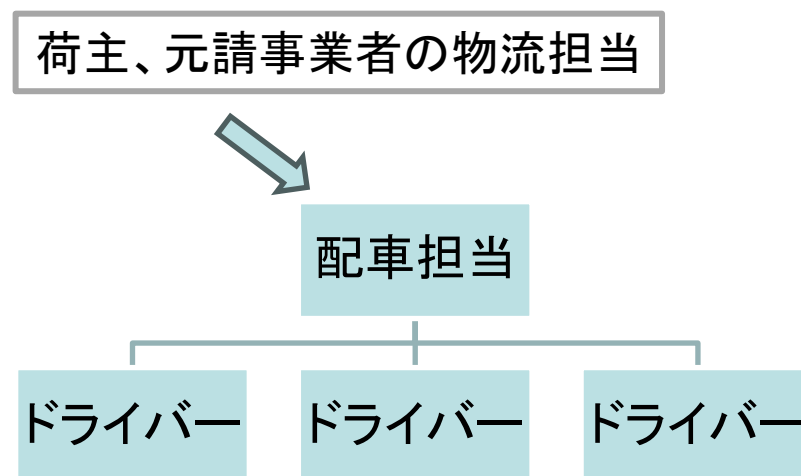
【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可

- ① 荷主企業内でコミュニケーションが上手くいかない？
- ② 荷主、元請事業者の物流担当者からトラック運送事業者の配車担当、トラック運送事業者の配車担当からドライバーまでに正確な情報が伝わらない？



(よくある声)

- 物流部門から物流改善を提案しても、営業部門、製造部門の声が社内で強く、改善案が進まない



(よくある声)

- 配車担当からドライバーに対して『○○センター』に行ってくれしか情報がない
- ドライバーは配車担当から、『集荷先に行ってそこの指示に従ってほしい』としか言われてない
(事前に附帯作業の有無も分からない)

- 荷主企業内で物流に関するコミュニケーションについて、物流効率化法における「CLO取り組み事例集」には、CLOにより「部門間をつなぐ」、「連携を促す」ことにより社内対話を行うことが「新任CLOのための実践ポイント」とされている

観点B 対話・外交

Point 可視化されたデータを基に、社内・社外と対話を行う

社内対話

● 部門間をつなぐ・連携を促す

「物流の話」を物流部門だけの問題ではなく、全社の事業課題として扱い、「事業運営の話」にする。
調達・製造・営業に同じ資料を見せ、物流を欠品・売上・在庫・品質と絡めて議論する。

(例)

- 各部門との共通資料
 - ・現状の物流コスト構造
 - ・リードタイム・在庫回転率
 - ・欠品・遅延の発生率
 - ・品質KPI（出荷・破損率）
 - ・改善テーマ
- 対話のポイント
 - 調達：発注ロット・納品リードタイム・パレット化
 - 製造：生産計画・出荷波動や荷姿の平準化、パレットサイズに最適な商品規格の検討
 - 営業：受注締め時刻、納品時間指定、返品処理ルール、リードタイム確保
- 分科会の運営（月1回／各部門）
 - テーマに合わせた分科会の設定 等

社外対話

● 物流事業者・取引先・納品先と連携

委託先の物流事業者、発荷主、着荷主との継続的な対話のため、定例会を設定する
定例会では、改善指標を設定し、課題の早期発見・対応を目指す。

(例)

- 物流事業者との定例会
 - ・荷待ち／荷役等時間の分析
 - ・パース運用の状況
 - ・積載効率向上に向けた取組
 - ・安全／品質の課題共有 等
- 発荷主／着荷主との対話
 - ・リードタイム
 - ・納品時間の調整（時間分散）
 - ・ユニットロード化の状況
 - ・検品の効率化 等

外交

● 企業の枠を超え、同業他社・異業種と接点を作り、連携を加速させる

同業他社・異業種との交流を通じて、自社だけでは解決できない物流課題（共同化・標準化・平準化など）について意思決定者間の関係性を強化し、協業の成立条件と具体テーマを探索・形成する。

(例)

交流：単なる名刺交換ではなく、「一緒にできるテーマ」を探す活動
糸口：最初の一步（例：エリア・車種で・温度帯・波動・荷姿が合う相手を見つける）
外交：経営層同士で「やる前提」を作る

できるところから、一歩ずつ進めていきましょう

- ✓ 「物流の話」を物流部門だけの問題ではなく、全社の事業課題として扱い、「事業運営の話」にする。
- ✓ 調達・製造・営業に同じ資料を見せ、物流を欠品・売上・在庫・品質と絡めて議論する

「物流効率化法」理解促進ポータルサイトより抜粋
<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/information/details/clo.html>

- ドライバーに運送に関わる正確な情報が伝わっていないと、発荷主先、着荷主先でトラブルの原因となることが多い（＝契約にない附帯業務）



- プッシュ型情報収集の中で、複数のドライバーから配送先のGoogleの口コミを参考にして配送しているとの情報があり



- ✓ 附帯業務を含めてドライバーが必要としている情報が伝わっていないのでは？

法制度に関するQ&A

1. 物流効率化法質疑応答紹介

Q.物流統括管理者の選任について

Q1. 物流統括管理者は、どのような者を選任しなければならないか？

A. 特定荷主・特定連鎖化事業者として行う**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者**、すなわち重要な経営判断を行う役員等の経営幹部から選任される必要があります。

ただし、特定トラック事業者と特定倉庫事業者には物流統括管理者の選任義務はありません。

1. 物流効率化法 質疑応答 ②

Q2. 物流統括管理者は、どのような役割を担っているのでしょうか？

A. ①中長期計画の作成、②トラックドライバーの負荷の低減と輸送される物資のトラックへの過度の集中を是正するための事業運営方針の作成と事業管理体制の整備、③その他トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のために必要な業務の統括管理を行う役割を担います。

Q3. 特定第一種荷主、特定第二種荷主、特定連鎖化事業者のうち複数の指定を受けた事業者は、物流統括管理者をどのように選任すればよいか。

A. 届出省令第7条において、特定第一種荷主、特定第二種荷主、特定連鎖化事業者のうち複数の指定を受けた事業者は、それぞれの区分での物流統括管理者として、同じ者を選任することが定められています。

Q4. グループ会社内の複数事業者等の物流統括管理者を兼任することは可能か。

A. 一名がグループ会社内の複数事業者等の物流統括管理者を兼任することは可能ですが、物流統括管理者は事業者ごとに自社の役員等の経営幹部から選任いただく必要があるため、同一人物を複数事業者の物流統括管理者として選任するためには、特定荷主に指定されるそれぞれの事業者に当該幹部が籍を置いていることが必要です。

1. 物流効率化法質疑応答紹介

Q.中長期計画について

Q5.特定荷主として中長期計画を提出する必要があるのですが、途中で中長期計画の変更は可能ですか？

A.変更内容を反映した改訂版の中長期計画書を作成し、変更があった年度の翌年度7月末までに提出します。この際、「計画内容の変更有り」欄にチェックを入れて提出します。計画の変更理由や背景は、計画書の「参考情報」欄などに記載して下さい。

なお、中長期計画において「物流統括管理者の役職名・氏名」の変更のみの場合には、再提出の必要はありません。

1. 物流効率化法 質疑応答 ⑥

Q 6 .物流効率化法の取組を行っていてもトラック・物流Gメンから働きかけ等の指導を受けたが、どのようにすればよいか？

A.トラック・物流Gメンによる是正指導は、物流効率化法の不利益処分に直接繋がるものではありませんが、外部から見てどのような評価があるか、コミュニケーションを含めどのように対策できるか等を考える機会として受け止めていただき、引き続き違反原因行為の解消に必要な対策を講じてください。

Q.書面交付義務について

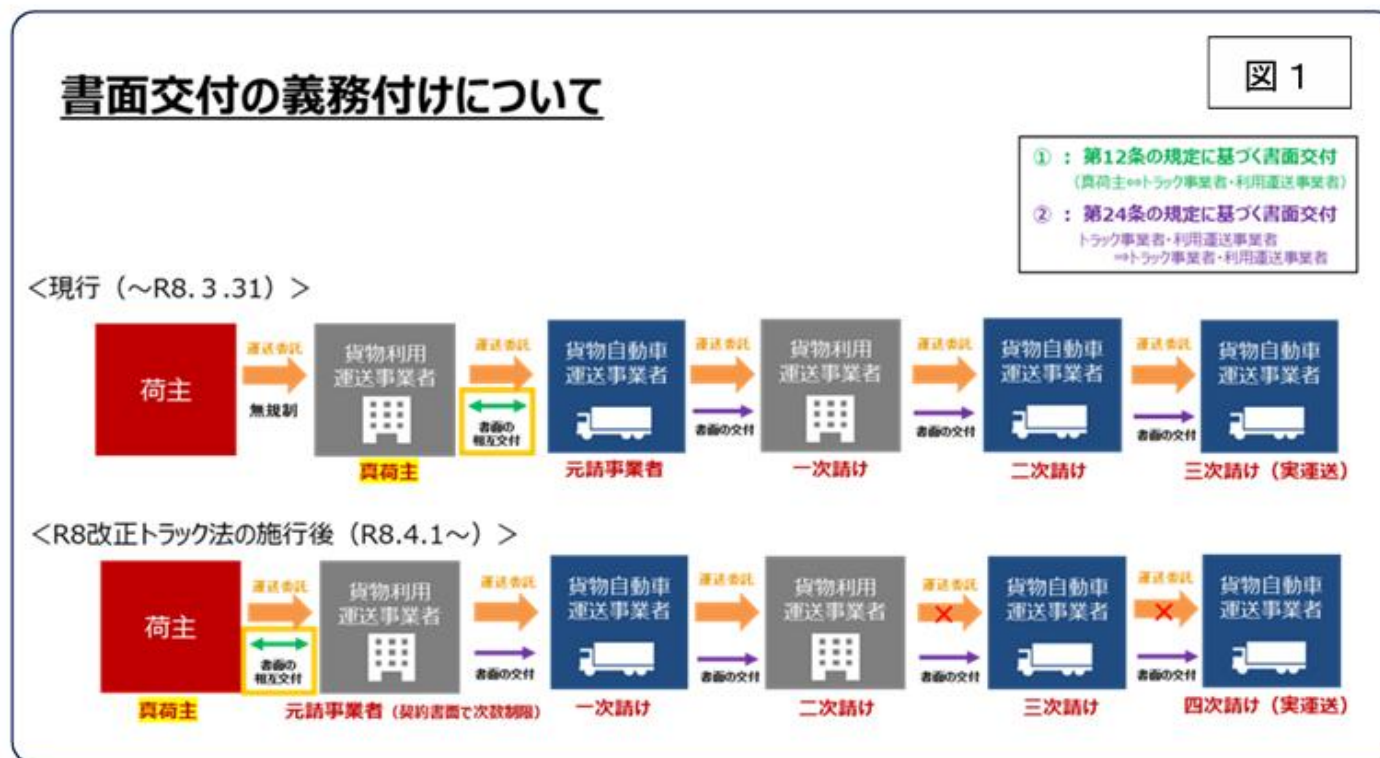
2. 改正トラック法 質疑応答 ①

Q1.運送委託契約は向け先、運搬物別に数社限定で契約しています。運送基本契約書、価格等覚書（覚書には向け先別運賃も記載）への記載必須事項があれば、ご教授下さい。

A.荷主と元請事業者とは、R8.4.1より改正トラック法12条に基づき、相互に所定の事項を記載した書面を交付することとなります

2. 改正トラック法 質疑応答 ①

- **真荷主及び貨物自動車運送事業者（※特定貨物自動車運送事業者を除く。）又は貨物利用運送事業者**が運送契約を締結するときは、R 8 改正トラック法第12 条第 1 項に基づき、相互に所定の事項を記載した書面を交付することとなります。



- また、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者が、自らが引き受けた貨物の運送について他の一般貨物自動車運送事業者等の行う運送を利用するときは、R 8 改正トラック法第24条第 2 項に基づき、委託元から委託先に対して所定の事項を記載した書面を交付することとなります。

2. 改正トラック法 質疑応答 ①

A.荷主と元請事業者とは、R8.4.1より改正トラック法12条に基づき、相互に所定の事項を記載した書面を交付することとなります。

また、交付書面には以下の事項（以下「法定事項」という。）を記載する必要があります。

- ① 運送の役務の内容及び対価
- ② 運送契約に運送の役務以外の役務（荷役作業、附帯業務等）が含まれる場合には、その内容及び対価
- ③ その他特別に生じる費用に係る料金（例：有料道路利用料、燃料サーチャージ など）
- ④ 運送契約の当事者の氏名又は名称及び住所
- ⑤ 運賃・料金の支払方法
- ⑥ 書面の交付年月日

Q2.交付書面は1つの文書で完結させる必要がありますか？

A.必ずしも法定事項を記載した書面を1つの文書にまとめる必要はありませんが、基本契約書、覚書、運送依頼書、送り状、単価表等の複数の書面により法定事項を網羅し、書面上で相互に関連付けされて明確になっていれば問題ありません。

Q3.トラック法と取適法が同時に適用される取引において、

- ①書面交付義務の重複関係
- ②各法でのみ求められる記載事項
- ③保存期間

はどう取り扱えば良いでしょうか？

2. 改正トラック法 質疑応答 ③

A.トラック法と取適法における書面交付義務は、両法に基づく法定事項が記載されている限りにおいて、1通の書面で併用することが可能です。

取適法とトラック法の両方が適用される取引内容に関する1通の書面の保存義務については、トラック法に基づき、1年間の保存義務がかかる一方で、取適法の規定に基づき、2年間の保存義務がかかります。

①書面交付義務の重複関係

トラック法の書面交付に係る法定事項と取適法の明示事項には重複部分が多数あるため、1通の書面の中で両法の全項目を網羅していれば兼用しても差し支えありません。

②各法でのみ求められる記載事項は次の通りです。

<トラック法にのみ求められる記載事項>

- ・契約当事者の住所

<取適法にのみ求められる記載事項>

- ・支払期日
- ・電子記録債権を支払手段として利用する場合の当該債権の額及び支払期日

③保存期間

書面の保存期間について、トラック法による交付書面の保存期間は1年間とされています。他方、取適法に基づく取引記録の保存期間は、取引が完了した時点から2年間とされています。

したがって、トラック法と取適法の両法が同時に適用される取引では、2年間保存すれば差し支えありません。

Q.実運送体制管理簿について

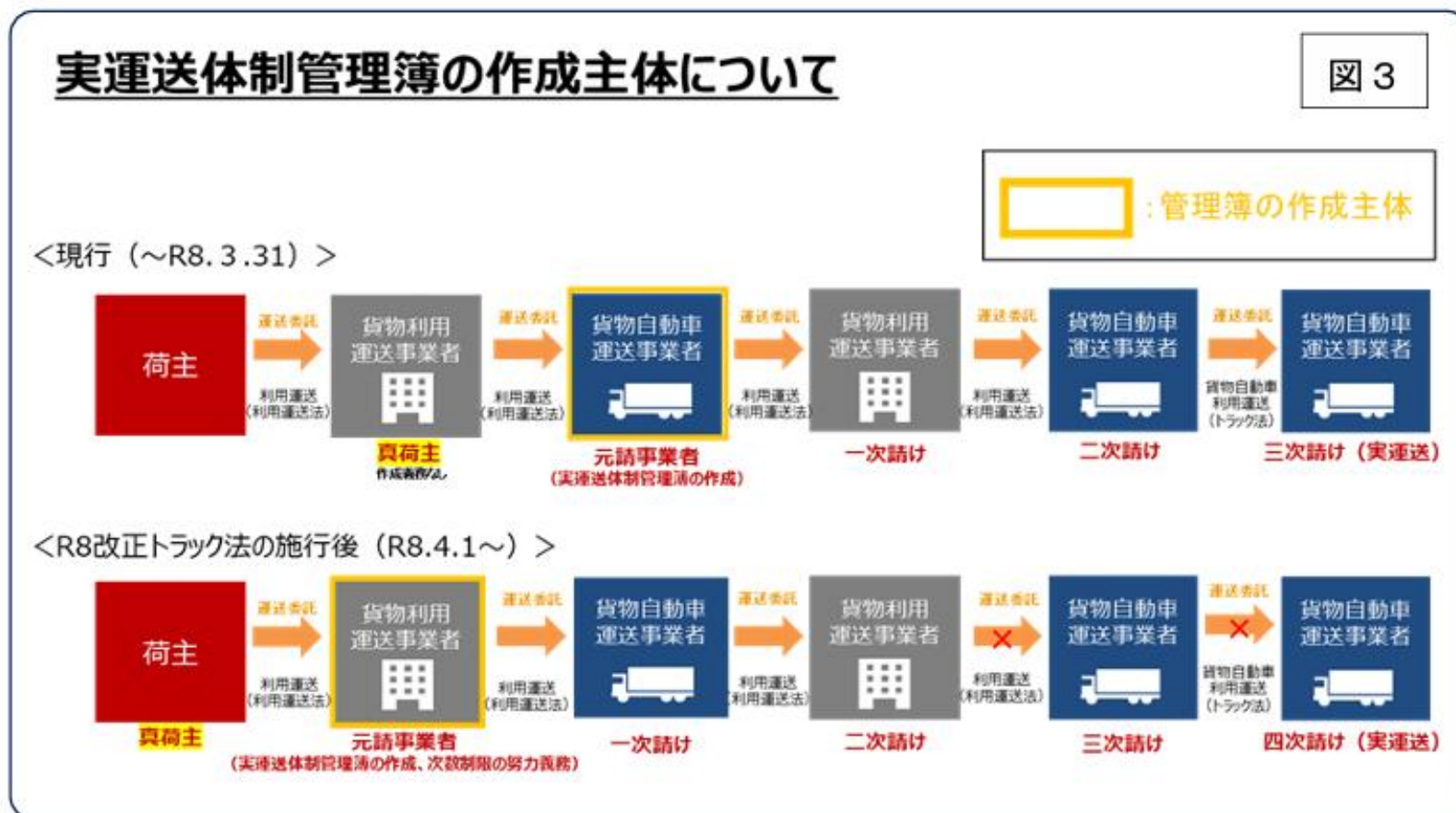
Q4.一時的に使った運送会社についても実運送体制管理簿に掲載する必要がありますか？

A.真荷主から引き受けた1.5トン以上の貨物の運送について、他の貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者の行う運送を利用したときは実運送体制管理簿の作成が必要となります。

そのため、真荷主から引き受けた1.5トン以上の貨物の運送で、一時的に他の貨物自動車運送事業者を利用した際も実運送体制管理簿への記載が必要となります。

2. 改正トラック法 質疑応答 ④

- 真荷主から貨物の運送を引き受けた**貨物自動車運送事業者（※）**及び**貨物利用運送事業者（＝元請事業者）**が作成することとなります。（※）貨物軽自動車運送事業者は除く。



R 8 改正トラック法上の**真荷主**とは、①自らの事業に関して②貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、③貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいいます。「自らの事業に関して」とありますので、一般消費者は真荷主には含まれません。

Q5.積合せ運送について実運送体制管理簿の作成義務はありますか。

A.積合せ運送についても、他の運送形態と同様に、真荷主から引き受けた貨物の運送について、一の運送依頼当たりの貨物重量が1.5トン以上であるかどうかによって判断されます。

Q6.日々配送コースが変動する店舗配送をおこなっている3PL業者は実運送体制管理簿の作成義務が発生するのか？

A.実運送体制管理簿の作成義務が1運送ごとに発生しないケースとして、系列化等により取引構造が固定化されている場合など、真荷主から貨物の運送を引き受ける時点で、当該貨物の運送について、実運送を行う貨物自動車運送事業者やそこに至るまでの全ての委託先事業者（委託関係・取引構造）が明らかになっている場合を指します。

このような場合、真荷主及び元請事業者はともに実運送事業者とその請負階層についてあらかじめ把握している状態となるため、実運送体制管理簿を一度作成すれば、それ以降に行う当該真荷主に係る貨物の運送については、当該実運送体制管理簿に記録する必要はありません。

ただし、委託関係（取引構造）や実運送事業者が1者でも異なる運送を行った場合には、当該運送について実運送体制管理簿に記録しなければなりません。

Q.健全化措置の努力義務について

2. 改正トラック法 質疑応答 ⑦

Q7.改正トラック法による、2次請け以内に運送委託を制限する努力義務について、トラック・物流Gメンは、どんな調査を行うのか？指針があれば教えてほしい。

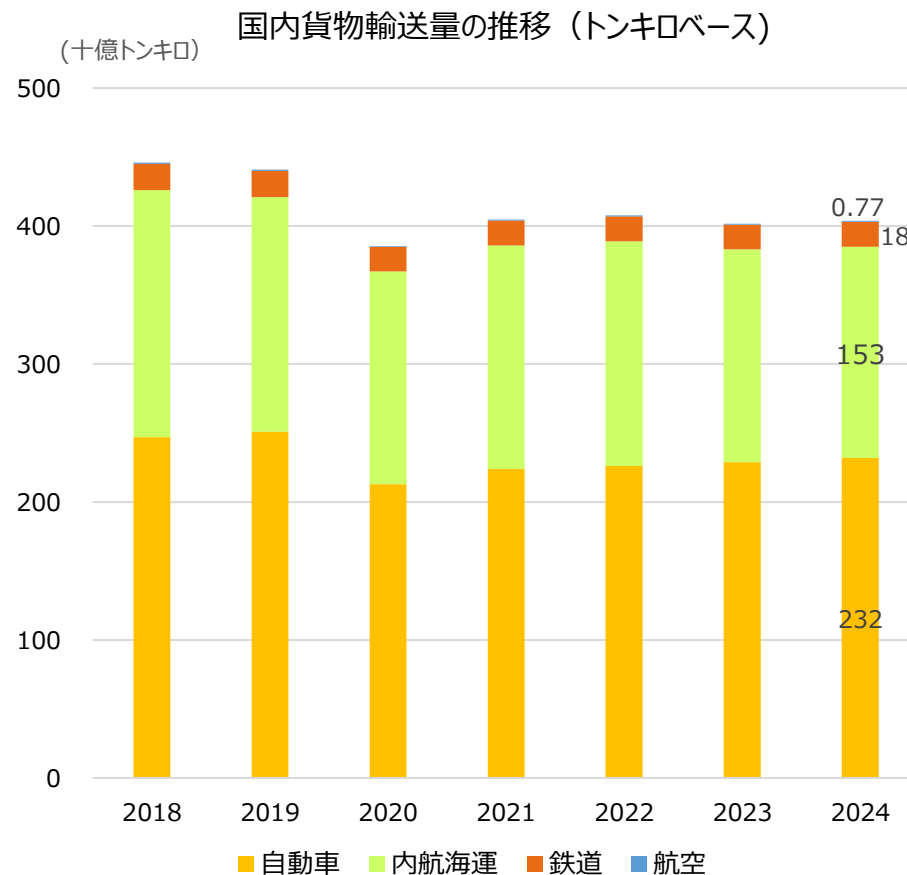
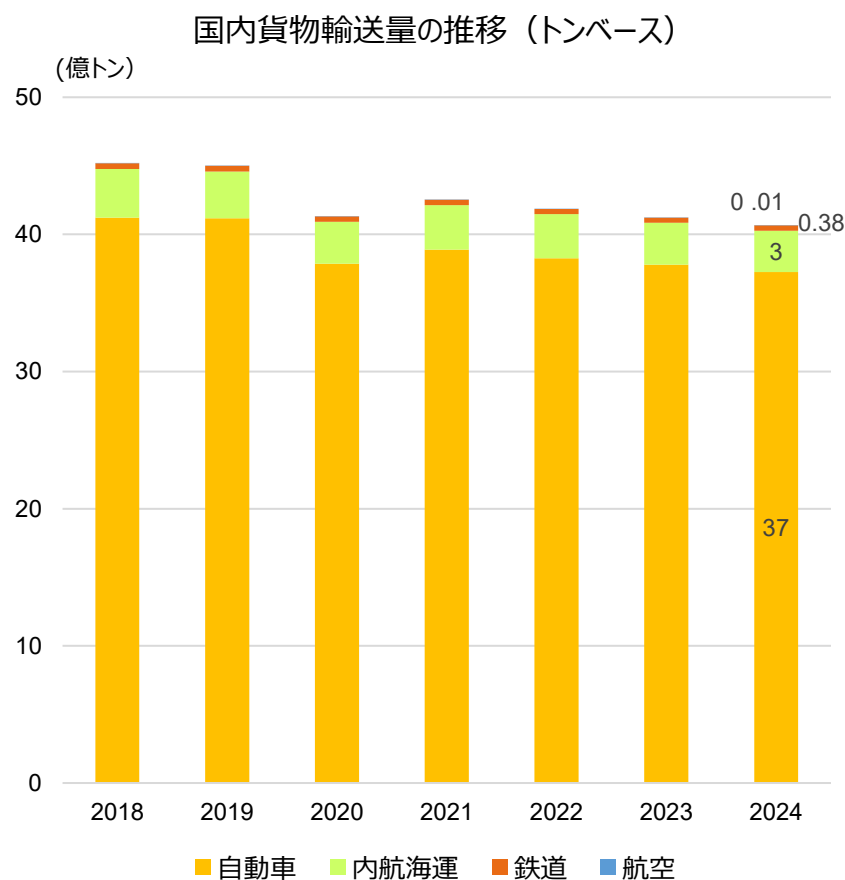
A.健全化措置の努力義務については、元請事業者等の主体的な取組を促すためのものであるため、罰則や行政処分は設けておりません。

他方、委託制限ではないですが、運賃・料金を不当に据え置くなど、違反原因行為をしている疑いがあると認められる事業者については、トラック・物流Gメンによる是正指導の対象となります。

物資の流通の効率化に関する法律の 一部改正について(中継輸送)

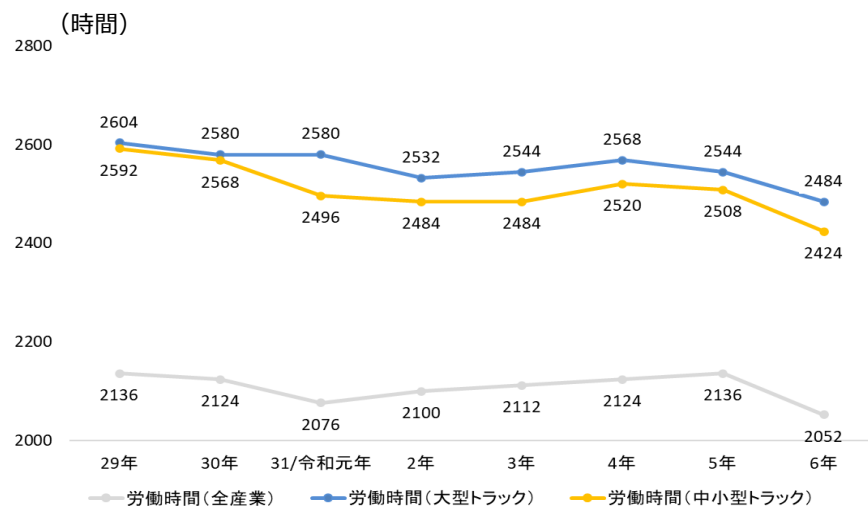
物流業界の現状

- 物流は国民生活や我が国経済を支える社会インフラであり、物流業界の営業収入の合計は約29兆円（全産業の2%）、従業員数は約223万人（全就業者数の3%）。
- 国内貨物のモード別輸送量はトンベースで自動車が9割超、トンキロベースでは自動車が約5割、内航海運が約4割、鉄道が5%程度。

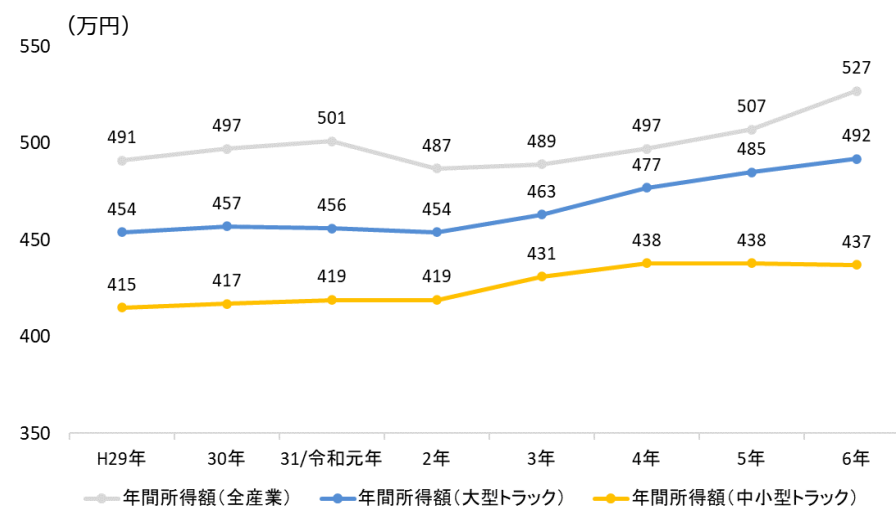


トラック運送業の現状

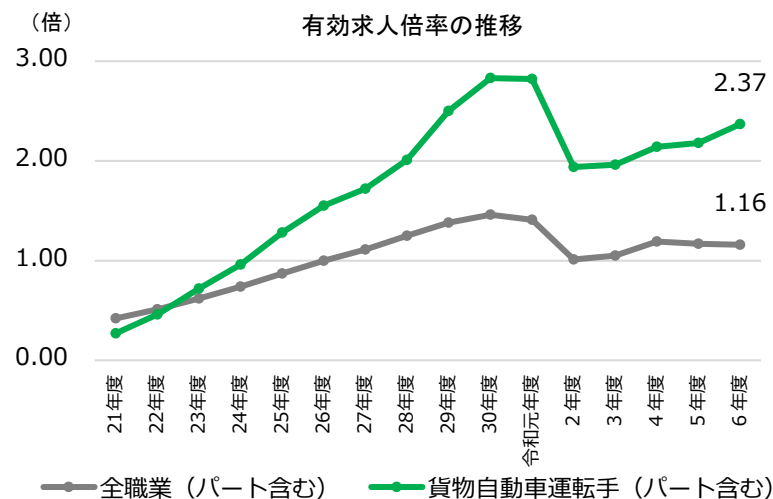
①労働時間 全職業平均より約2割長い。



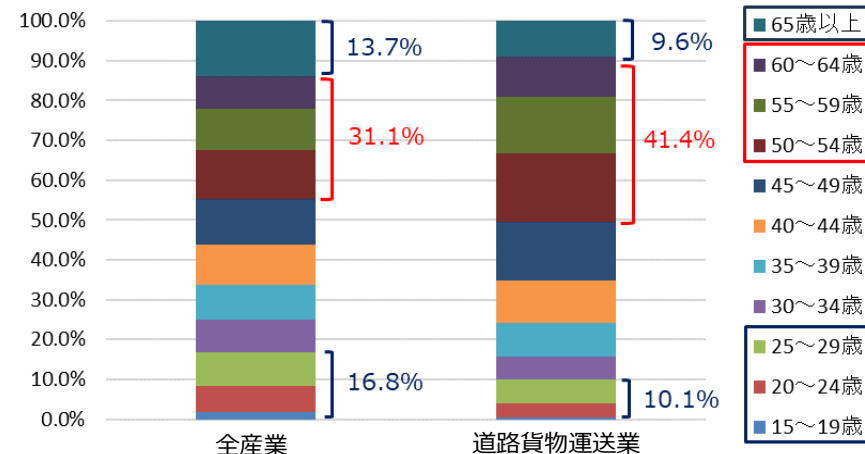
②年間賃金 全産業平均より5%～15%低い。



③人手不足 全職業平均より約2倍高い。



④年齢構成 全産業平均より若年層と高齢層の割合が低い。中年層の割合が高い。

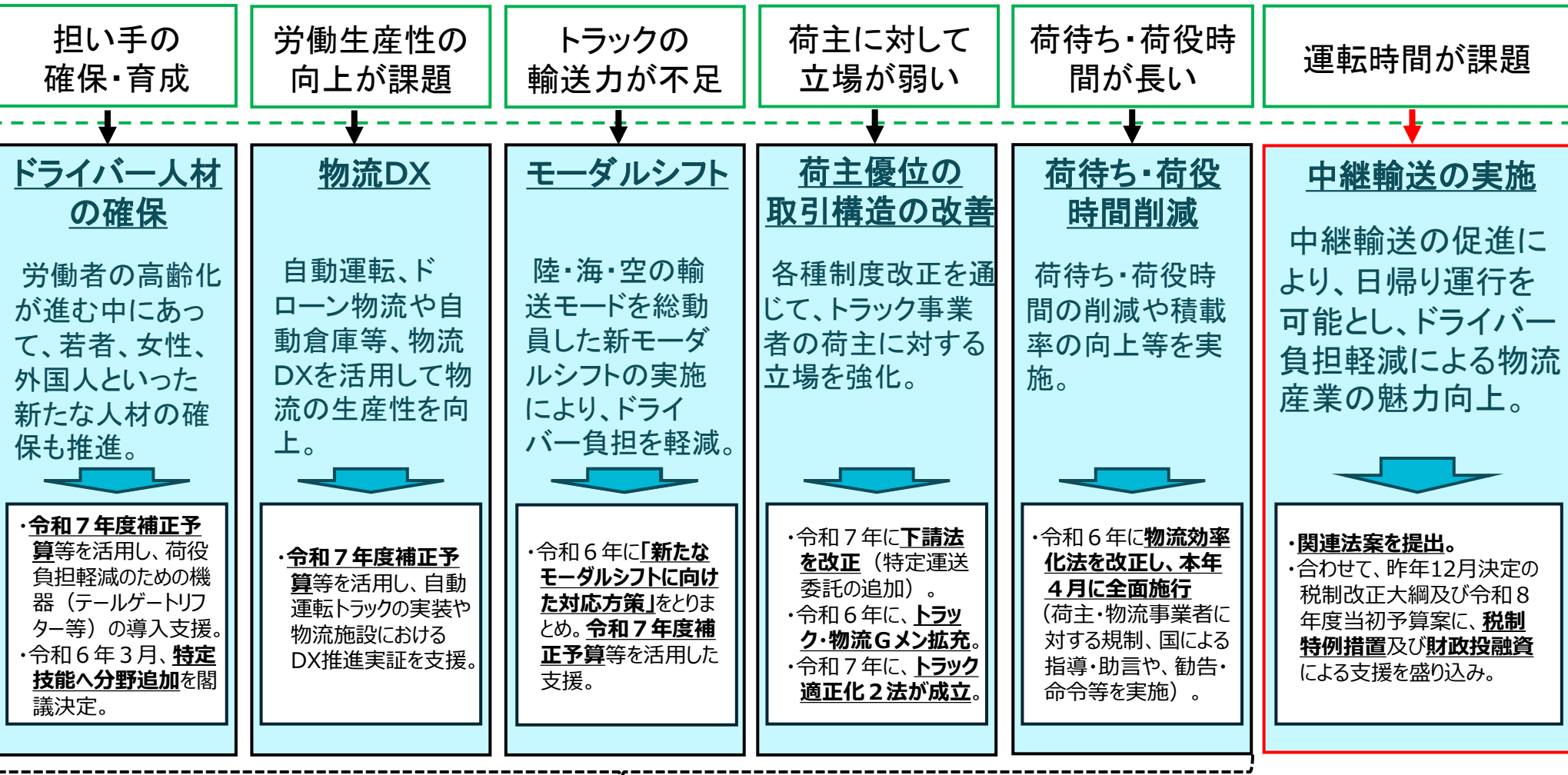


(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」ほかより国土交通省作成

トラック事業における労働力不足への対応

○ドライバーの過労運転の防止や人材の定着を図り労働力不足に対応しつつ、必要な物資が必要なときに届くよう安定的な物流サービスを確保していくためには、中継輸送の実施をはじめ、人材確保の推進、物流DXの推進、モーダルシフトの推進、荷待ち・荷役時間の削減など、あらゆる政策・施策を総動員することが急務。

トラック事業が抱える課題



中継輸送の概要（福岡ー兵庫間の輸送イメージ）

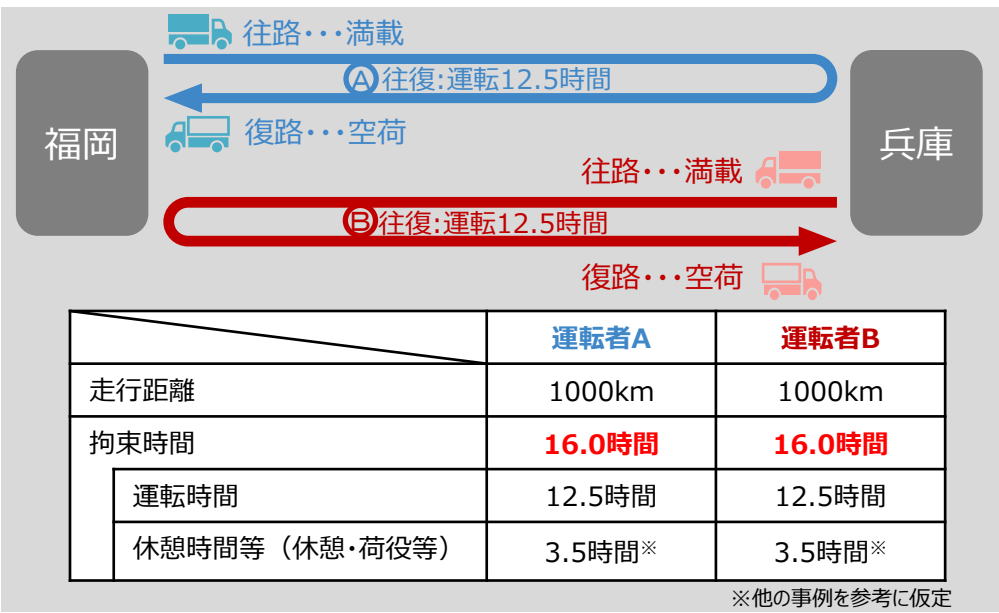
- 浮 福岡-兵庫間では、16時間以上の拘束時間を要し、原則として、日帰りでの運行が不可能。
- 浮 そこで、広島県の中継輸送施設を使用して、中継輸送を行うことにより、運転者一人当たりの拘束時間が約半分（16.0時間→8.5時間）まで短縮。
⇒日帰り勤務が可能となり、労働環境が改善。
- 浮 また、従来の単独輸送においては、復路が空荷となることが課題であったが、中継輸送の実施によって帰り荷を確保。
⇒運行効率が向上。



※ 1日あたりの拘束時間【改善基準告示（令和6年4月1日～）】

- ・原則13時間以内、最大15時間以内（14時間超は1週間2回以内）
- ・宿泊を伴う長距離運行は週2回まで16時間

従来の単独輸送

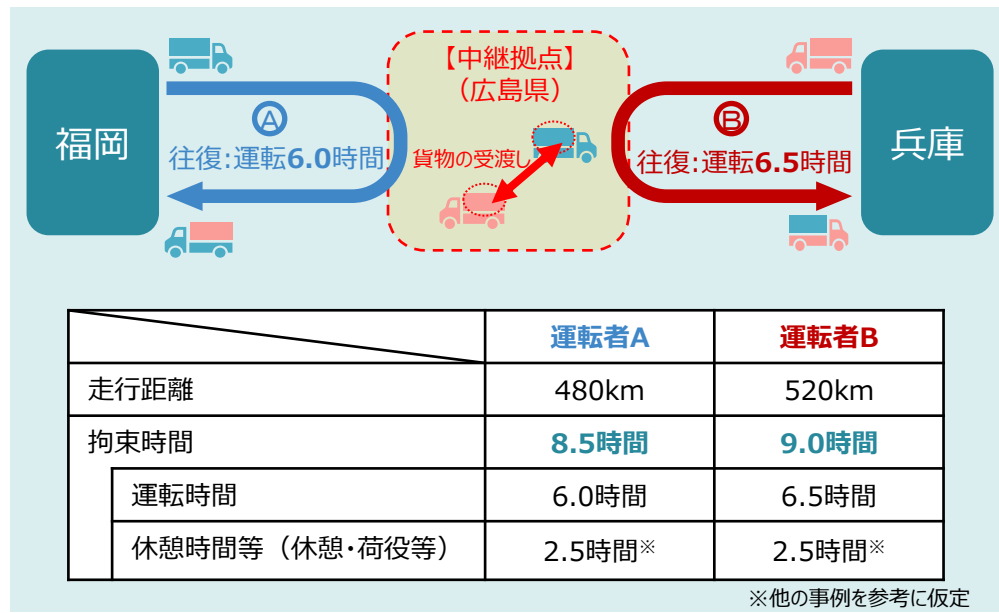


※他の事例を参考に仮定



- ・ 運転者の拘束時間が多大となり、負担に
- ・ 復路は空荷となり、空車回送分の輸送力のロスが発生

中継輸送



※他の事例を参考に仮定



- ・ 運転者の拘束時間が短縮され、負担軽減に
- ・ 帰り荷の安定的な確保により、運行効率が向上

中継輸送の類型

貨物の一時保管を行わない場合



中間拠点で
ドライバーが
車を乗り替えて
交代する

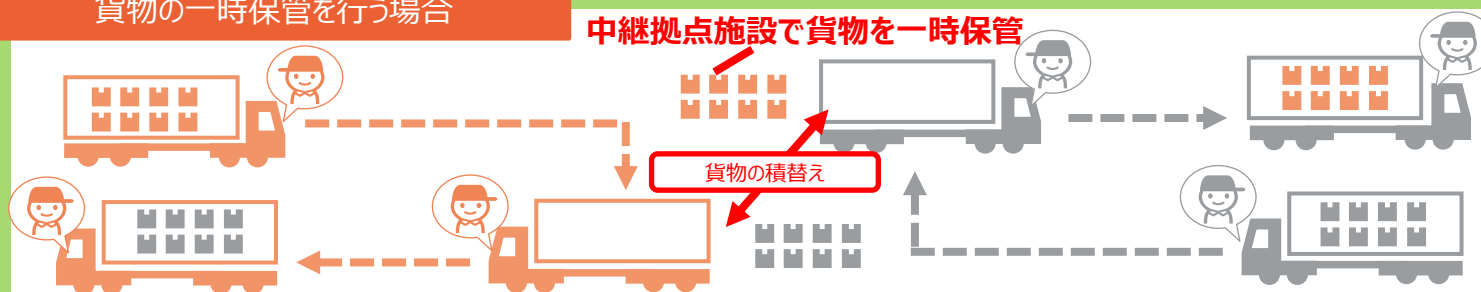


中間拠点で
トレーラーの
ヘッド交換をする

➤ 発着時間調整、中継拠点での一定の待機が必要

貨物の一時保管を行う場合

中継拠点施設で貨物を一時保管



中間拠点で
貨物を
積み替える

- 発着時間調整、中継拠点での一定の待機は不要
- 一時保管している貨物も併せて積み込むことで、一層の積載率の向上が可能。

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第21号）

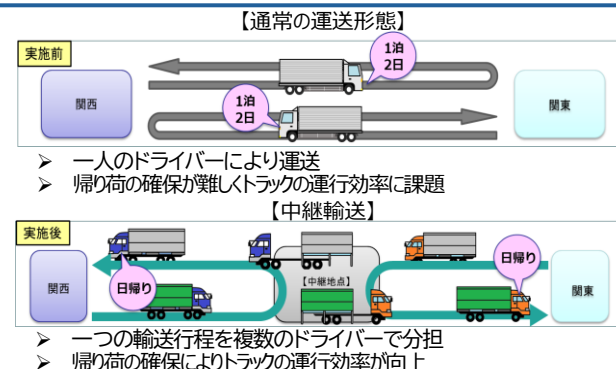
背景・必要性

- ドライバーの高齢化や人手不足が進む中、**物流を維持**するための**輸送力の確保**が喫緊の課題。
- 長距離運転に係る従来の運送形態は、日帰り運行が困難。宿泊を伴うため、**ドライバーにとって負担**。

⇒ **「中継輸送」が有効** { ・ドライバーの負担軽減による物流産業の魅力向上・担い手確保。
・トラックの運行効率の向上による輸送能力の増加。

- 中継輸送の推進のためには、多くのトラック事業者が利用できる**中継輸送施設の整備促進**が必要。

⇒ **中継輸送施設は、今後、自動運転トラックによる運送を支えるインフラとしても機能を発揮。**



法律の概要

1. 中継輸送の実施に関する関係者の連携及び協働の促進

- 関係者の連携・協働を促進するため、中継輸送の実施に関する**基本方針**を国土交通大臣が策定。
- 国、地方公共団体、事業者**（トラック事業者・荷主・倉庫業者等）に対して、中継輸送の促進に必要な助言・協力等の**責務（努力義務）**を規定。

2. 中継輸送を促進するための計画認定制度の創設

<貨物自動車中継輸送実施計画認定制度の創設>

- 貨物自動車中継輸送事業**を実施しようとする者は、共同して、当該事業についての**計画を策定し、国土交通大臣の認定**を受けることを可能に。

- 特定貨物自動車中継輸送施設（※）**において、2以上のトラック間で運転者又は貨物の受渡しを行う事業（**特定貨物自動車中継輸送施設の整備**を含む。）。

（※）高速道路等の近傍に立地し、一時的な保管機能等を有する高機能の中継輸送施設

<認定事業に対する支援メニュー>

- （1）特定貨物自動車中継輸送施設に係る課税の特例（固定資産税・都市計画税）。
- （2）鉄道・運輸機構から事業の実施に必要な資金の出資・貸付け。〈予算〉
- （3）特定貨物自動車中継輸送施設を使用して中継輸送（運行）を行う事業に係る計画策定経費、認定事業の初年度の運行経費の支援。〈予算〉
- （4）特定貨物自動車中継輸送施設の整備に係る都市計画法に基づく開発許可についての配慮。
- （5）行政手続の一括化のための関係法律の特例（トラック法等）。

【特定貨物自動車中継輸送施設のイメージ（全体像）】



出典：三菱地所HP

<京都府城陽市における施設イメージ>

中継輸送施設の整備促進及び中継輸送の普及により、**輸送力の持続的な確保**

【施行期日】 公布の日から6月以内施行

貨物自動車中継輸送実施計画の認定スキーム

- 国土交通大臣が、貨物自動車中継輸送事業を実施しようとする者が作成する貨物自動車中継輸送実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組について各種支援を実施。

貨物自動車中継輸送事業とは・・・

特定貨物自動車中継輸送施設（※）において、2以上のトラック間で運転者の交代又は貨物の受渡しを行う事業。

※高速道路などの近傍に立地し、一時的な保管機能等を有する高機能の中継輸送施設



<京都府城陽市における施設イメージ>

貨物自動車中継輸送実施計画の認定スキーム

国土交通大臣
<基本方針を作成>

計画認定の
申請



認定

認定要件

基本方針に沿ったものであること等

トラック事業者
倉庫業者・トラックターミナル事業者・不動産開発業者 等
〔 貨物自動車中継輸送実施計画を作成 〕

【計画記載事項】

・目標
・実施する区域
・事業の内容
・必要な資金 等

認定者に対する支援措置

○課税の特例（固定資産税・都市計画税）

・特定貨物自動車中継輸送施設の整備に係る課税の特例（固定資産税・都市計画税）。

○資金の出資・貸付け

・鉄道・運輸機構から、特定貨物自動車中継輸送施設の整備を含む事業の実施に必要な資金の出資・貸付け。

○事業（運行）に係る経費支援

・特定貨物自動車中継輸送施設を使用して、中継輸送（運行）を行う事業に係る計画策定経費、認定事業の初年度の運行経費の支援。

○都市計画法に基づく開発許可についての配慮

・特定貨物自動車中継輸送施設の整備に係る都市計画法に基づく開発許可についての配慮。

○行政手続の一括化

・行政手続の一括化のための関係法律の特例（トラック法・自動車ターミナル法・倉庫業法）。

物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の拡充・延長 【公共性の高い新たな物流拠点に対する税制】（固定資産税・都市計画税）

物流の維持・安定化に資する基幹的な物流拠点の整備等を実施する者の負担を軽減することで、民間投資による公共性の高い拠点整備を図り、もって経済・産業・地域生活を支える社会基盤である物流の効率化・安定化を目指す。

施策の背景

- 我が国の経済・産業・地域生活を支える社会基盤である物流拠点については、ドライバー不足を背景としたトラック輸送の変容※、施設の老朽化、人口減少による域内市場の縮小等を背景に整備・更新や集約化・適正配置が求められているものの、その規模の大きさから投資額も大きくなる傾向があり、整備等が進んでいない状況にある。

※ 労働規制の強化を踏まえた中継輸送の拡大等

- 物流拠点の整備等に当たっては、地域における日常的な物流ネットワークの確保に資することや、災害時における生活必需品や復旧・復興のための物資の集積拠点として利用可能なことといった公共性の観点も踏まえつつ、地方公共団体の協力も得ながら整備等を推進する必要性が高まっている。



トラック輸送の変容を踏まえた
基幹となる物流拠点のイメージ

要望の結果

- 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る特例措置について、その対象を物流拠点※の整備等に当たり新たに取得した家屋又は償却資産とした上で、2年間（令和8年4月1日～令和10年3月31日）延長する。

・【固定資産税・都市計画税】

新たに取得した家屋について、取得後5年間にわたり、課税標準を1/2に軽減する

・【固定資産税】

新たに取得した償却資産（構築物）について、取得後5年間にわたり、課税標準を3/4に軽減する



地方公共団体が関与した
物流拠点整備の取組の例
（北海道名寄市における整備イメージ）

※ 対象となる物流拠点は、地方公共団体が関与した公共性を有する、幹線上の中継輸送機能等を持った物流拠点

中継輸送の事例紹介

閉会のご案内

【事後アンケートへのご協力をお願い】 所要時間:3分～

簡単なアンケートにご協力ください。

次回以降に視聴したい内容や、法制度に関する質問を投稿することも可能です。
メールアドレスをご登録いただくと、次回の開催情報をお届けいたします。

[令和8年6月24日トラック物流問題解決に向けたオンライン説明会－フォームに記入する](#)



こちらからもアクセス可能です。

【目安箱のご紹介】

国土交通省では、「トラック・物流Gメン」が、悪質な荷主・元請事業者等の是正指導を行っています。
荷主・元請事業者等による違反原因行為にお困りの場合や荷主等の無許可経営等原因行為の情報がございましたら、目安箱へお寄せください。

[自動車:荷主等の違反原因行為・無許可経営等原因行為の通報窓口について－国土交通省](#)

本オンライン説明会は毎月1回開催しています。

今回は **近畿運輸局** が **7/16(木)** に開催します。

次回も是非ご参加ください。ご清聴ありがとうございました。